

生活保護基準の引下げに反対する会長声明

厚生労働省は、2017年12月8日の第35回社会保障審議会生活保護基準部会において、2018年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる案を示した。また、同月22日には、2018年10月から生活扶助を3年かけて最大5%引き下げる方針を示し、見直しにより生活保護費は3年間で160億円削減されるとされている（以上をまとめて「厚労省案」という。）。そして2017年12月22日、内閣は、厚労省案に基づく生活扶助基準引下げを含んだ予算案を閣議決定した。

厚労省案によれば、生活扶助費は最大で5%、母子加算は平均で2割引き下げられることとなる。減額の対象となる世帯は全体の67%になる見込みと発表されているが、単身世帯が最も多く減額対象とされており、65歳未満の81%、65歳以上の76%の単身世帯が引下げ対象となる。また、18歳以下の子どもを養育するひとり親世帯に支給される母子加算が引き下げられる影響により、子どものいる世帯の43%も減額対象となる。

今回の生活保護基準の引下げの根拠とされている考え方は、生活保護基準を第1・十分位層（所得階層を10に分けた下位10%の階層）の消費水準に合わせるというものである。

しかし、我が国では、厚生労働省が公表した資料によっても、生活保護の捕捉率（生活保護基準未満の世帯のうち実際に生活保護を利用している世帯が占める割合）が2割ないし3割程度と推測され、第1・十分位層の中には、生活保護基準以下の生活を余儀なくされている人たちが多数存在する。このような生活保護を利用していない低所得者層と生活保護基準を比べれば、当然、生活保護基準のほうが高いという結果になり、これをもとに保護基準の

あり方を考えれば、生活保護基準を引き下げ続けることにならざるを得ず、合理性がないことが明らかである。特に、第1・十分位の単身高齢世帯の消費水準が低過ぎることについては、生活保護基準部会においても複数の委員から指摘がなされている。また、同部会報告書（2017年12月14日付け）も、子どもの健全育成のための費用が確保されないおそれがあること、一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準を捉えていると絶対的な水準を割ってしまう懸念があることに注意を促しているところである。

群馬県が発表した平成28年度の群馬県内の生活保護状況の速報値を見ると、生活保護利用世帯は、世帯ベースでわずかに0.77%に過ぎない。捕捉率が著しく低いことが窺える。

また、同速報値では生活保護利用世帯の類型は、世帯ベースで、高齢者世帯55.7%、傷病者世帯14.3%、障害者世帯11.6%、母子世帯3.7%である（以上の合計は85.3%）。このように生活保護利用世帯は、社会通念上、社会的・経済的に弱い立場と見られる人々から構成されている。今般の政府の方針は、社会的・経済的弱者をますます追い詰める政策であり座視できるものではない。

いうまでもなく、生活保護基準は、憲法25条1項が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準であり、最低賃金、就学援助の給付対象基準、介護保険の保険料・利用料や障害者総合支援法による利用料の減額基準、地方税の非課税基準等の労働・教育・福祉・税制などの多様な施策の適用基準と連動している。生活保護基準の引下げは、生活保護利用世帯の生存権を直接脅かすとともに、それだけではなく、生活保護を利用していない市民生活全般にも多大な影響を及ぼすものである。

今回の厚労省案は、2004年からの老齢加算の段階的廃止、2013年

からの生活扶助基準の削減（平均6.5％，最大10％），2015年からの住宅扶助基準・冬季加算の削減に引き続くものである。このような度重なる生活保護基準の引下げによって，既に「健康で文化的な生活」を維持し得ていない生活保護利用者を更に追い詰め，市民生活全般の地盤沈下をもたらすものである。

殊に，2013年からの生活扶助基準の削減に対しては，群馬県を含め，全国29都道府県で950名を超える原告が違憲であると主張し，その取消しを求めている訴訟が一審で係属中である。その結論が全く出ないままに新たに大幅な引き下げを行うことは，多くの生活保護利用者の声を一顧だにしないもので，その様な政府の姿勢は容認できるものではない。

よって，当会は，今回の厚労省案の撤回を求めるものである。

2018年1月23日

群馬弁護士会 会長 釘島伸博